

静岡県告示第283号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-〔1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル〕-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名ADB-BUTINACA）	令和3年3月25日
1-〔1-（3-フルオロフェニル）シクロヘキシル〕ピペリジン及びその塩類（通称名3F-PCP、3-Fluoro-PCP）	令和3年3月25日
3-〔2-〔エチル（プロピル）アミノ〕エチル〕-1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類（通称名4-AcO-EPT）	令和3年3月25日
エチル=（R）-2-（4-フルオロフェニル）-2-〔（R）-ピペリジン-2-イル〕アセテート、エチル=（S）-2-（4-フルオロフェニル）-2-〔（S）-ピペリジン-2-イル〕アセテート及びそれらの塩類（通称名threo-4-Fluoroethylphenidate）	令和3年3月25日
エチル=（R）-2-（4-フルオロフェニル）-2-〔（S）-ピペリジン-2-イル〕アセテート、エチル=（S）-2-（4-フルオロフェニル）-2-〔（R）-ピペリジン-2-イル〕アセテート及びそれらの塩類（通称名erythro-4-Fluoroethylphenidate）	令和3年3月25日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。